

(問い合わせ先)
令和2年12月7日
広島県農林水産局
担 当 者：大濱
内 線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（第1報）

令和2年12月7日
畜 産 課

12月6日、三原市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われた事例について、PCR検査の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

県では、国の指針に基づき、当該農場及び疫学関連農場の飼養鶏の殺処分及び通行遮断、移動制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始することとしました。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県三原市
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場（規模 約81,000羽）
- (3) 疫学関連農場 採卵鶏飼養農場（規模 約53,000羽）

2 経緯

- (1) 12月6日、11時に当該農場において、死亡鶏が増加した旨、東部畜産事務所が通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 同日、14時20分に東部畜産事務所が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 同日、18時25分に当該農場から西部畜産事務所へ検体を搬入し、確定検査（PCR検査）を開始。
- (4) 12月7日、3時に西部畜産事務所における確定検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、この結果を農林水産省に送付したところ、同日5時に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3 今後の対応方針

- (1) 6:30～ 危機対策本部員会議 県庁本館6階 講堂
- (2) 県では以下の防疫措置を開始。

ア 発生農場及び疫学関連農場：飼養家きんの殺処分、汚染物品等の埋却及び消毒

イ 周辺農場：移動制限の実施

移動の制限：鶏等の家きん、病原体を広げるおそれがある物品等を対象とし、当面発生農場を中心とした区域で実施。

移動制限区域（3 km以内） 3 農場 飼養羽数 約 217, 000 羽

搬出制限区域（10 km以内） 10 農場 飼養羽数 約 689, 000 羽

ウ 消毒ポイント：制限区域境界付近に消毒ポイントを設置し、準備が整い次第、車両消毒を開始。

エ 発生状況調査：移動制限区域内の全ての養鶏農場

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

消毒ポイントリスト

○消毒ポイントの詳細

令和2年12月7日 4:00現在

	消毒ポイント名	設置道路名称	設置場所	消毒方式	運営時間	備考
①	坂井原路肩 (うどんの田中前)	県道25号線	三原市久井町坂井原	動噴	24時間	
②	和木町民グラウンド	国道486号線	三原市大和町和木	動噴	24時間	
③	三原久井インターチェンジ	西日本高速道路 山陽道	三原市八幡町垣内452-1	消毒マット	24時間	
④	本郷インターチェンジ	西日本高速道路 山陽道	三原市本郷町舟木3774-1	消毒マット	24時間	
⑤	三原市役所大和支所	国道432号線	三原市大和町下徳良111	動噴	24時間	
⑥	世羅町せら文化センター	国道432号線	世羅郡世羅町寺町1158-3	動噴	24時間	取材は撮影のみ
⑦	尾道市役所御調支所	国道184号線	尾道市御調町市245	動噴	24時間	

(問い合わせ先)
令和2年12月7日
広島県農林水産局
担当者：大濱
内線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（第2報）

令和2年12月7日
畜産課

12月7日、三原市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された事例に係るこれまでの対応等については、以下のとおりです。

1 作業の経緯

12月6日（日）

- (1) 11時00分～ 死亡鶏が増加した旨、東部畜産事務所が通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 14時20分～ 当該農場における簡易検査でA型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 23時00分～ 防疫対策会議を開催。

12月7日（月）

- (1) 2時00分～4時35分
消毒ポイントを設置し、消毒作業を開始。発生農場を中心に半径10kmを目安に、主要道路周辺に7ヵ所設置。消毒ポイントでの畜産関係車両の消毒作業は、発生農場の防疫措置完了後21日間継続。
- (2) 3時00分～ 西部畜産事務所でのPCR検査でH5亜型の遺伝子を確認。
- (3) 5時00分～ 農林水産省において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
発生農場における防疫措置を開始。
- (4) 6時30分～ 危機対策本部員会議を開催。
- (5) 10時20分～ 動員者が発生農場に到着し、採卵鶏の殺処分、埋却及び施設の消毒などの防疫作業を開始。

2 防疫作業の状況

動員

現地防疫作業従事者 県職員 660人／日 （110人×昼夜6交代）
自衛隊 200人／日

3 今後の対応方針

防疫作業の進捗状況については、防疫措置の完了までの間、1日2回（午前、午後各1回）の情報提供を予定しています。

4 その他

発生農場での現場写真が必要な場合は、ブランドコミュニケーション戦略チームにご連絡ください。
提供は12月7日（月）19時以降に提供可能となる予定です。

(問い合わせ先)
令和2年12月7日
広島県農林水産局
担 当 者：大濱
内 線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 殺処分状況について（第3報）

令和2年12月7日
畜 産 課

12月7日、三原市の採卵鶏農場において、発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県三原市
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場（規模 約81,000羽）
- (3) 疫学関連農場 採卵鶏飼養農場（規模 約53,000羽）

2 現地防疫作業の状況

12月7日（月）

- (1) 10時20分～ 県及び自衛隊の防疫作業従事者が発生農場に到着し、準備作業を開始。
- (2) 12時52分～ 発生鶏舎より殺処分を開始。
- (3) 15時00分 殺処分羽数 3,450羽（15時時点）

3 防疫作業従事者について

動員

県職員 660人/日 （110人×昼夜6交代）

自衛隊 200人/日

4 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

(問い合わせ先)
令和2年12月8日
広島県農林水産局
担当者:大瀨
内線:3502
電話:082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 殺処分状況について (第4報)

令和2年12月8日
畜産課

12月7日、三原市の採卵鶏農場において、発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県三原市
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場 (規模 約81,000羽)
- (3) 疫学関連農場 採卵鶏飼養農場 (規模 約53,000羽)

2 現地防疫作業の状況

12月7日(月)

- (1) 12時52分～ 発生鶏舎より殺処分を開始。
- (2) 15時00分 延べ殺処分羽数 3,450羽 (15時時点)

12月8日(火)

- (1) 6時00分 延べ殺処分羽数 33,450羽 (6時時点)
- (2) 9時00分 延べ殺処分羽数 41,796羽 (9時時点)

3 防疫作業従事者について

動員

県職員 660人/日 (110人×昼夜6交代)

自衛隊 200人/日

4 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

(問い合わせ先)
令和2年12月8日
広島県農林水産局
担 当 者：大濱
内 線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザウイルスの NA 亜型の確定及び 殺処分状況について（第5報）

令和2年12月8日
畜 産 課

農林水産省は、本県三原市で12月7日に発生した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜から検出されたウイルスについて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門における検査の結果、本日、高病原性であること及び H5N8 亜型であることを確認し、高病原性鳥インフルエンザの患畜であると判定しました。

また、発生農場に係る高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 本県で確認された鳥インフルエンザウイルスの概要

令和2年11月5日に香川県で発生が確認され、その後、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県で感染が確認されている高病原性鳥インフルエンザと同様の H5N8 亜型と確認されました。

2 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県三原市
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場（規模 約 81,000 羽）
- (3) 疫学関連農場 採卵鶏飼養農場（規模 約 53,000 羽）

3 現地防疫作業の状況

12月8日（火）

- (1) 9時00分 延べ殺処分羽数 41,796 羽（9時時点）
- (2) 12時00分 延べ殺処分羽数 48,266 羽（12時時点）
- (3) 15時00分 延べ殺処分羽数 54,583 羽（15時時点）

4 防疫作業従事者の動員状況について

県職員 660 人/日 （110 人×昼夜6交代）
自衛隊 200 人/日 （40 人×昼夜5交代）
国（農政局）20 人/日

5 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

(問い合わせ先)
令和2年12月9日
広島県農林水産局
担当者:大濱
内線:3502
電話:082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 殺処分状況等について (第6報)

令和2年12月9日
畜 産 課

12月7日、三原市の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県三原市
- (2) 発生農場 採卵鶏飼養農場 (規模 約 81,000 羽)
- (3) 疫学関連農場 採卵鶏飼養農場 (規模 約 53,000 羽)

2 殺処分状況等

12月9日(水)

- (1) 0時43分 発生農場の殺処分終了 (84,667 羽)
- (2) 1時35分 疫学関連農場の殺処分開始
- (3) 8時00分 疫学関連農場の延べ殺処分羽数 7,529 羽 (8時時点)

3 防疫作業従事者の動員状況について

県職員 660 人/日 (110 人×昼夜6交代)
自衛隊 200 人/日 (40 人×昼夜5交代)
国 (農政局) 20 人/日

4 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

(問い合わせ先)
令和2年12月9日
広島県農林水産局
担 当 者：大濱
内 線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 殺処分状況等について（第7報）

令和2年12月9日
畜 産 課

12月7日に三原市の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県三原市
- (2) 発生農場 採卵鶏飼養農場（規模 約81,000羽）
- (3) 疫学関連農場 採卵鶏飼養農場（規模 約53,000羽）

2 殺処分状況等

12月9日（水）

- (1) 0時43分 発生農場の殺処分終了（84,667羽）
- (2) 1時35分 疫学関連農場の殺処分開始
- (3) 9時00分 疫学関連農場の延べ殺処分羽数 11,344羽（9時時点）
- (4) 12時00分 疫学関連農場の延べ殺処分羽数 23,008羽（12時時点）
- (5) 15時00分 疫学関連農場の延べ殺処分羽数 33,310羽（15時時点）

3 防疫作業従事者の動員状況について

県職員 660人/日（110人×昼夜6交代）
自衛隊 200人/日（40人×昼夜5交代）
国（農政局）20人/日

4 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

(問い合わせ先)
令和2年12月10日
広島県農林水産局
担当者:大濱
内線:3502
電話:082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザに係る 殺処分の完了について(第8報)

令和2年12月10日
畜産課

12月7日に三原市の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 殺処分状況等

12月9日(水) 23時00分 136,952羽 殺処分完了
(発生農場 84,667羽)
(疫学関連農場 52,285羽)

2 今後の予定

- (1) 汚染物品(鶏舎内に残った飼料・鶏ふん等)の処理、鶏舎等の消毒の終了をもって、一連の当該農場の防疫措置が完了する予定。
- (2) 殺処分した鶏については、焼却場での焼却を予定。

3 制限区域内の農場の家さん等の移動について

農林水産省と協議を進め、一部農場において制限区域内から区域外への家さんの移動や鶏卵・鶏肉等の出荷や搬入が可能となっている。

(対象農場13農場のうち7農場:12月10日8時時点)

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 殺処分した鶏の保管、輸送、焼却に関する安全対策には万全を期して対応しています。
- (3) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(問い合わせ先)
令和2年12月10日
広島県農林水産局
担 当 者：大濱
内 線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザに係る 防疫措置及び消毒ポイントの設置継続について（第9報）

令和2年12月10日
畜 産 課

12月7日に、三原市の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 殺処分状況等

12月9日（水） 23時00分 136,952羽 殺処分完了
（発生農場 84,667羽）
（疫学関連農場 52,285羽）

2 防疫措置の状況

汚染物品の処理

鶏舎内に残っている卵・飼料・鶏ふん等の汚染物品について、埋却用袋への詰込み作業及び、埋却溝の掘削作業を開始しました。

3 消毒ポイントの設置継続

消毒ポイントは引き続き設置し、畜産関係車両の消毒措置を継続しています。

4 制限区域内の農場の家きん等の移動について

農林水産省と協議を進め、一部農場において制限区域内から区域外への家きんの移動や鶏卵・鶏肉等の出荷や搬入が可能となっています。

（対象農場13農場のうち8農場：12月10日15時時点）

5 県内の養鶏場の状況

現時点で、県内の異常鶏は認められていませんが、引き続き、養鶏農家に対し、消毒の実施等発生予防対策の徹底と、異常が疑われた場合の速やかな届け出について周知徹底し、発生予防及びまん延防止に万全を期することとしています。

6 その他

- （1）我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- （2）殺処分した鶏の保管、輸送、焼却に関する安全対策には万全を期して対応しています。
- （3）発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(問い合わせ先)
令和2年12月11日
広島県農林水産局
担当者：大瀨
内線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザに係る 防疫措置状況について（第10報）

令和2年12月11日
畜産課

12月7日に、三原市の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況については、以下のとおりです。

1 殺処分状況等

12月9日（水） 23時00分 136,952羽 殺処分完了

2 防疫措置の状況

(1) 汚染物品の埋却

鶏舎内に残っている卵・飼料・鶏ふん等の汚染物品について、埋却用袋への詰込み作業及び、埋却溝への投入作業を実施中。

(2) 防疫作業従事者の動員状況

12月11日（金）8時30分から17時00分

JAグループ 20人

三原市 8人

県 37人

3 制限区域内の農場の家きん等の移動について

農林水産省と協議を進め、一部農場において制限区域内から区域外への家きんの移動や鶏卵・鶏肉等の出荷や搬入が可能となっています。

（対象農場13農場のうち9農場：12月11日15時時点）

4 情報提供について

12月7日の危機対策本部において毎日の防疫措置の進捗を1日2回提供する予定としておりますが、発生農場における殺処分の完了に伴い、以降は次の場合などに情報提供をすることとします。

(1) 防疫措置の完了

(2) 搬出制限区域の解除（発生農場の清浄性確認検査結果が陰性の場合）

(3) 移動制限区域の解除（防疫措置の完了から21日経過後）

5 その他

(1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。

(2) 殺処分した鶏の保管、輸送、焼却に関する安全対策には万全を期して対応しています。

(3) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(問い合わせ先)
令和2年12月17日
広島県農林水産局
担 当 者：大濱
内 線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザに係る 農場の防疫措置の完了について（第11報）

令和2年12月17日

12月7日に、三原市の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザに係る農場の防疫措置が、12月17日に完了しました。

なお、消毒ポイントでの畜産関係車両への消毒については、移動制限区域の解除まで継続します。

1 防疫措置の状況

- (1) 殺処分完了 12月9日(水) 23時00分 (処分羽数 136,952羽)
- (2) 防疫措置完了 12月17日(木) 16時00分 (汚染物品の埋却、農場の消毒)

2 今後の予定（予定は最短の場合）

- (1) 12月28日(月) 清浄性確認検査^{※1} 防疫措置の完了から10日経過後
- (2) 1月1日(金) 清浄性確認検査の結果判明
- (3) 1月2日(土) 0時00分
搬出制限区域^{※2}の解除(清浄性確認検査の結果が陰性の場合)
あわせて、一部消毒ポイントの廃止(プレスの予定)
- (4) 1月8日(金) 0時00分
移動制限区域^{※3}の解除(防疫措置の完了から21日経過後)
あわせて、すべての消毒ポイントの廃止(プレスの予定)

※1 国の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、防疫措置完了から10日経過後に移動制限区域内^{※3}の農場を対象に実施する、臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査

※2 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域

※3 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域

3 制限区域内の農場の家きん等の移動について

農林水産省と協議を進め、一部農場において制限区域内から区域外への家きんの移動や鶏卵・鶏肉等の出荷や搬入が可能となっています。

(対象農場13農場のうち9農場：12月17日16時時点)

4 その他

- (1) 我が国では、これまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 殺処分した鶏の保管、輸送、焼却に関する安全対策には万全を期して対応しています。
- (3) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

三原市における高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性の確認と 搬出制限区域の解除について（第12報）

令和3年1月2日

12月7日に三原市で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域）内の養鶏場3戸について、次のとおり清浄性確認検査を実施し、陰性（異常がないこと）を確認しました。

この結果を受け、国と協議し、1月2日午前0時から搬出制限区域（発生農場を中心とした半径3～10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域）を解除しました。

なお、移動制限区域については、引き続き設定することから、畜産関係車両の消毒ポイントを一部変更し、運営を継続します。

1 清浄性確認検査※の概要

- (1) 検査対象 移動制限区域内の養鶏場 3戸
- (2) 検査期間 令和2年12月28日(月)～令和3年1月1日(金)
- (3) 検査内容 臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査
- (4) 検査結果 すべて陰性(異常なし)

※ 国の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、防疫措置完了から10日経過後に移動制限区域内の農場を対象

に実施する検査

2 消毒ポイントについて

7ヵ所のうち2ヵ所については、畜産関係車両の消毒を引き続き実施(別紙資料参照)

3 今後の予定

1月8日(金) 0時00分 移動制限区域の解除（防疫措置の完了から21日経過後）
危機対策本部の解散、すべての消毒ポイントの廃止

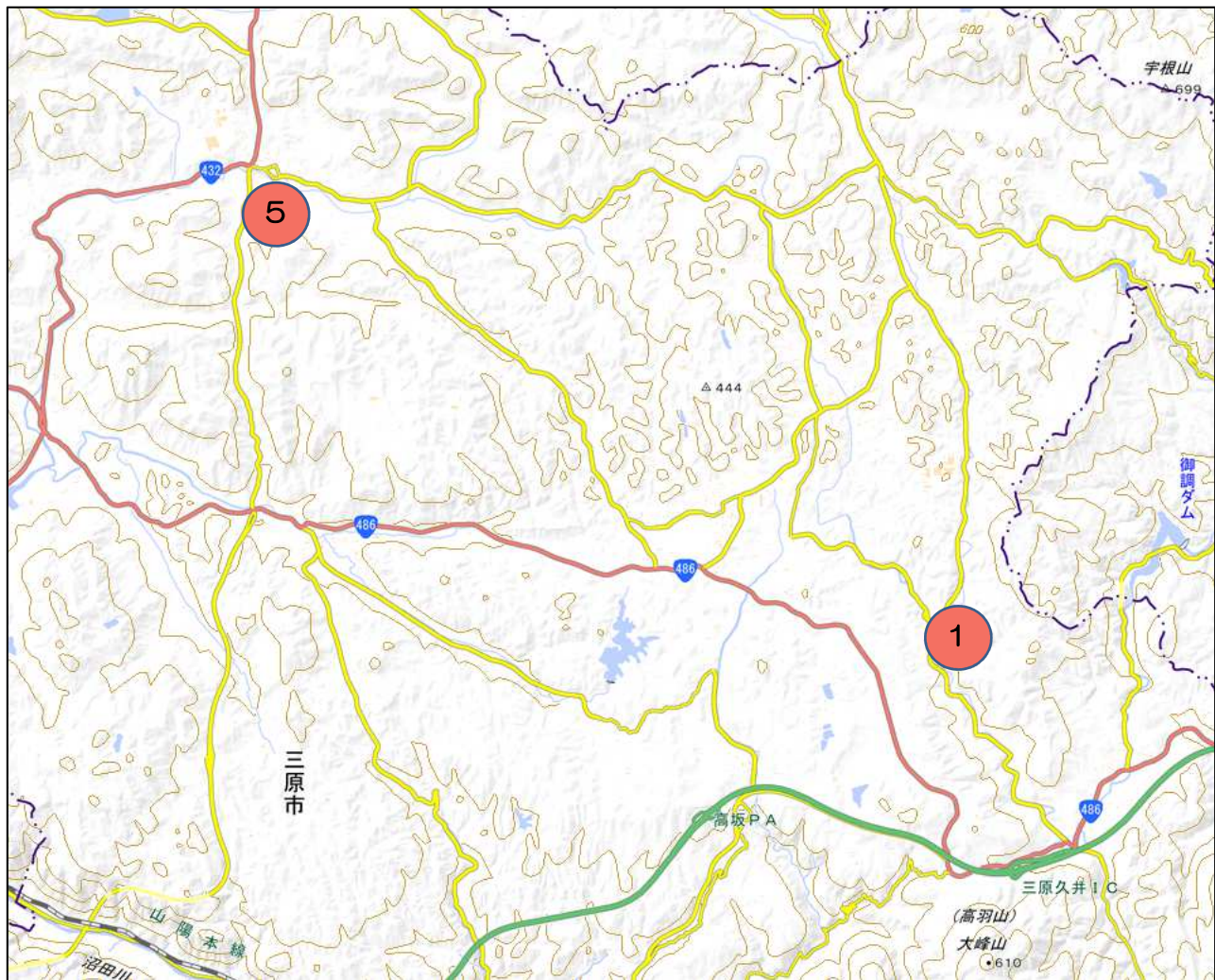
4 その他

(1) 我が国では、これまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。

(2) 殺処分した鶏の保管、輸送、焼却に関する安全対策には万全を期して対応しています。

(3) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る消毒ポイント位置図(1月2日現在)



番号	消毒ポイント名	設置(隣接)道路	設置場所	備考
①	坂井原路肩	県道 25 号線	三原市久井町	継続(24 時間)
⑤	三原市役所大和支所	国道 432 号線	三原市大和町	継続(24 時間)
	三原久井インターチェンジ	西日本高速道路 (山陽道)	三原市久井町	1 月 2 日 0 : 00 終了
	本郷インターチェンジ	西日本高速道路 (山陽道)	三原市本郷町	1 月 2 日 0 : 00 終了
	せら文化センター	国道 432 号線	世羅郡世羅町	1 月 2 日 0 : 00 終了
	尾道市役所御調支所	国道 184 号線	尾道市御調町	1 月 2 日 0 : 00 終了
	せらにシタウンセンター	県道 52 号線	世羅郡世羅町	1 月 2 日 0 : 00 終了

(問い合わせ先)
令和3年1月8日
広島県農林水産局
担 当 者：大瀨
内 線：3502
電話：082-513-3502

三原市における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除 に伴う消毒ポイントの運営終了と危機対策本部の廃止について（第13報）

令和3年1月8日

12月7日に、三原市で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、移動制限区域（発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域）内で新たな発生は認められず、家畜伝染病予防法で規定された発生農場の防疫措置の完了から21日を経過したため、1月8日(金)午前0時をもって、移動制限区域を解除しました。

併せて、全ての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生に係る全ての防疫措置が完了したため、危機対策本部についても廃止しました。

1 移動制限区域の解除

令和3年1月8日(金)午前0時00分

2 消毒ポイントの運営終了について

令和3年1月8日(金)午前0時00分

終了した消毒ポイント

- ①坂井原路肩 三原市久井町坂井原
- ②三原市大和支所 三原市大和町下徳良

3 危機対策本部の廃止について

12月7日に設置した危機対策本部については、防疫措置の完了に伴い、廃止しました。

4 防疫対策の徹底について

国内で高病原性鳥インフルエンザが続発している状況を踏まえ、警戒体制を継続し、県内養鶏場に対して農場の消毒と、異常発生時の早期通報の徹底について指導を行います。

5 その他

- (1) 我が国では、これまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 本病については、国内で発生が続いている状況を踏まえ、養鶏場周辺での取材については、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。